| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- |
| 第４　包括外部監査の結果及び意見 |
| 　１　各施設についての結果・意見 |
| 　 (1)　近つ飛鳥博物館・近つ飛鳥風土記の丘 |
| 【監査の結果１】共同事業体の収支報告【教育委員会】 | 　指定管理者は、収支報告において、共同事業体の構成員への支払を委託費名目で一括して記載しているが、そのような記載は改め、構成員ごとの収支を明らかにし、それらの合算としての共同事業体の収支を明らかにした収支報告を行うべきである。 | 　指定管理者から平成29年度の収支報告を受け、構成員ごとの収支とそれらの合算としての共同事業体の収支が明らかにされていることを確認した。 | 措置 |
| 【監査の結果２】管理運営業務契約書の不備【教育委員会】 | 　大阪府は、管理運営業務契約書の作成に際し、その内容に齟齬がないようにチェックするとともに、当該契約書において引用した別紙を添付するなど、契約書の適正性を確保すべきである。 | 　契約書の適正性を確保するため、作成に際しその内容に齟齬がないようにチェックするよう所管課において周知徹底するとともに、当該契約書において引用した別紙について、指定管理者と協議し、契約書の一部となっていることを確認した。 | 措置 |
| 【監査の結果３】施設賠償責任保険の加入義務【教育委員会】 | 　大阪府は、次回の指定管理者の募集に際しては、募集要項（又は指定管理者指定要件書）及び管理運営業務契約書において、指定管理者に対し大阪府も被保険者とする施設賠償責任保険への加入義務を定めるべきである。 | 　今後の指定管理者の募集に当たって、公の施設の指定管理者制度に係る運用マニュアル（平成30年３月）準則例３、準則例４及び準則例11を参考にして、募集要項（又は指定管理者指定要件書）及び協定書において、指定管理者に必要な保険への加入義務を定めるよう、所管課において周知徹底した。 | 措置 |
| 【監査の結果４】事業報告書の記載内容【教育委員会】 | 　指定管理者が提出した平成28年度事業報告書には、指定管理者指定要件書で求められている、利用者ニーズへの対応状況、人権研修の実施状況、その他研修の実施状況についての記載がない。指定管理者は指定管理者指定要件書及び管理運営業務契約書に基づいて事業報告書を提出すべきであり、大阪府は指定管理者から提出された事業報告書を確認し、不備があれば、適正な事業報告書の提出を求めるべきである。 | 　指定管理者から平成29年度事業報告書の提出を受け、利用者ニーズへの対応状況、人権研修の実施状況、その他研修の実施状況について、記載されていることを確認した。 | 措置 |
| 【監査の結果６】収支報告の正確性の確保（収支の一致について）【教育委員会】 | 　指定管理者は、収支が赤字であるにもかかわらず、収支報告において収支一致との内容で報告している。しかし、指定管理者は収支が赤字の場合は赤字として報告すべきである。また、大阪府は、収支報告を受けた際にその内容を確認し正確な収支報告を求めるべきである。 | 　指定管理者から平成29年度の収支報告を受け、正確なものであることを確認した。 | 措置 |
| 【監査の結果８】法定点検に対する対応【教育委員会】 | 　指定管理者は、法定点検において、不良などの指摘を受けた場合は、指摘内容を一覧にして共同事業体間で情報共有を図り、速やかに補修などの対応措置をとるべきである。経過観察などとして速やかに対応措置をとらない場合は、共同事業体としてその旨を判断すべきである。 | 　指定管理者と協議を行い、法定点検において不良などの指摘を受けた場合は速やかに補修などの対応措置をとるため指摘内容を一覧にして共同事業体間で情報共有を図るとともに、経過観察などとして速やかに対応措置をとらない場合は、共同事業体としてその旨を判断することを確認した。 | 措置 |
| 【監査の結果11】再委託の確認及び暴力団等でないことの誓約書の提出【教育委員会】 | １　大阪府は、指定管理者が行う再委託を承諾する場合は、再委託業務の内容のほか再委託先、再委託金額等につき情報の提供を求めるべきである。２　指定管理者は、再委託先から暴力団等でないことの誓約書を徴求し、大阪府に提出すべきである。 | １　指定管理者から平成29年度の収支報告を受け、指定管理者が行う再委託について、再委託業務の内容のほか、再委託先及び再委託金額を確認した。今後の指定管理者が行う再委託の承諾に当たっては、再委託業務の内容、再委託先及び再委託金額を求めるよう、所管課において周知徹底した。２　指定管理者が行う再委託について、指定管理者から再委託先が暴力団等でないことの誓約書の提出を受けた。 | 措置 |
| 【監査の結果12】評価委員会の議事録の公表【教育委員会】 | 　大阪府は、平成28年度第２回評価委員会の議事録を公表していなかった。評価委員会を開催した場合は、議事録を作成して、必ず公表すべきである。 | 　平成29年度から、大阪府立近つ飛鳥博物館等指定管理者評価委員会の議事録をホームページにおいて公表した。 | 措置 |
| 　 (2)　スポーツ施設 |
| 　　　イ　門真スポーツセンター（東和薬品ＲＡＣＴＡＢドーム） |
| 【監査の結果17】事業報告書の記載事項【教育委員会】 | 　指定管理者は、所管課に提出する事業報告書については、管理運営業務契約書において求められている事項を記載すべきである。 | 　指定管理者から、平成29年度事業報告書の提出を受けて、管理運営業務契約書において求められている事項が記載されていることを確認した。 | 措置 |
| 　　　エ　３施設共通（体育会館、門真ＳＣ、臨海ＳＣ） |
| 【監査の結果24】評価委員会の議事録における出席委員、欠席委員の氏名の明示【教育委員会】 | 　大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会の議事録には、出席委員、欠席委員の氏名が明示されていないが、大阪府は議事録を作成する場合、出席委員、欠席委員の氏名を明示すべきである。 | 　平成29年度から、大阪府立体育会館等指定管理者評価委員会の議事録に出席委員及び欠席委員の氏名を明示した。 | 措置 |
| 　 (3)　少年自然の家 |
| 【監査の結果26】基本情報の正確性【教育委員会】 | 　大阪府は、基本情報において正確な情報を提供すべきである。 | 　平成28年度公の施設の基本情報において、修正を行い、正確な情報を提供した。 | 措置 |
| 【監査の結果27】管理運営業務契約書に添付すべき貸与物品リストの添付漏れ【教育委員会】 | 　大阪府は、管理運営業務契約書に添付すべき書類を添付し、適正な管理運営業務契約書を作成すべきである。 | 　適正な管理運営業務契約書にするため、当該契約書第12条に定める貸与物品として、「前処理室」に係るものについて協議書を作成した。 | 措置 |
| 【監査の結果28】事業報告書の提出時期【教育委員会】 | 　指定管理者は、管理運営業務契約書に定められた事業報告書の提出期限を遵守すべきである。 | 　指定管理者から、事業年度終了後30日以内に、平成29年度事業報告書の提出を受けた。 | 措置 |
| 【監査の結果30】貸与物品管理（指定管理期間終了時の確認）【教育委員会】 | 　従前の指定管理者と同一の指定管理者が選定された場合であっても、従前の指定管理期間の終了に際しては、指定管理者と大阪府の双方が立ち会いのもとで、貸与物品のチェックをして、その結果を記載した報告書を作成すべきである。 | 　指定管理期間の終了に際しては、指定管理者と大阪府の双方が立ち会いのもとで、貸与物品のチェックをして、その結果を記載した報告書を作成するよう周知徹底した。 | 措置 |
| 【監査の結果31】領収書管理【教育委員会】 | 　指定管理者は、連番が付された手書きの領収書の束を使用する際には、ページを空けて使用すべきではない。また、連番が付された領収書が、ページを空けて使用されているのを発見した場合は、連番を修正すべきである。 | 　指定管理者において、連番が付された手書きの領収書について、ページを空けて使用されているものは連番を修正するとともに、領収書管理に係る職員に対する指導と注意喚起の文書掲示を行った。 | 措置 |
| 【監査の結果32】人権研修の実施の有無【教育委員会】 | 　指定管理者は、事業計画書に全従業員に対する人権研修を行うことを記載しているから、これを遵守すべきである。 | 　指定管理者から、平成29年度事業報告書の提出を受け、指定管理者が全従業員に対する人権研修を行っていることを確認した。 | 措置 |
| 【監査の結果33】人権研修以外の研修の実施の有無【教育委員会】 | 　指定管理者は、指定申請書に、防災研修、ＡＥＤ・心肺蘇生法講習を実施することを記載しており、これらの講習を実施すべきである。 | 　指定管理者から、平成29年度事業報告書の提出を受け、指定管理者が防災研修及びＡＥＤ・心肺蘇生法講習を実施していることを確認した。 | 措置 |
| 【監査の結果34】評価委員会の議事録管理【教育委員会】 | 　大阪府は、評価委員会において欠席委員がいる場合、出席した委員の氏名、欠席した委員の氏名を評価委員会議事録に記載すべきである。 | 　平成29年度から、大阪府立少年自然の家指定管理者評価委員会において欠席委員がいる場合、議事録に出席委員及び欠席委員の氏名を記載した。 | 措置 |
| 　 (4)　中央図書館 |
| 【監査の結果35】共同事業体の預金名義【教育委員会】 | 　公の施設の指定管理業務に係る出入金に利用する預金口座の名義は、指定管理者である共同事業体の預金であることを明確にするため、共同事業体名に代表者名を冠した名義とすべきである。 | 　当該預金口座の名義について、共同事業体名を冠した名義に変更した。 | 措置 |
| 【監査の結果36】募集要項と契約条項の齟齬（再委託の範囲）【教育委員会】 | 　大阪府の書面による事前の承諾があった場合に主要な管理運営業務を再委託できることとするのであれば、大阪府は、募集要項にもその旨を記載しておくべきである。 | 　次期指定管理者の募集及び契約に当たっては、主要な管理運営業務の再委託を禁止することとし、募集要項と協定書に同旨の記載をすることとする。上記内容について中央図書館及び地域教育振興課において周知徹底した。 | 措置 |
| 【監査の結果37】施設賠償責任保険への加入など【教育委員会】 | 　指定管理者は、大阪府を施設賠償責任保険の被保険者に追加した上で、所管課に対して保険証券の写しを提出すべきである。また、大阪府は、指定管理者から、施設賠償責任保険の保険証券の提出を受けて、契約内容を確認し、不備があれば指定管理者に対して指導をすべきである。 | 　指定管理者から、大阪府を施設賠償責任保険の被保険者に追加した上で保険証券の写しの提出を受けて、契約内容に不備がないことを確認した。 | 措置 |
| 【監査の結果38】事業報告書の数値が不正確【教育委員会】 | 　指定管理者は、事業報告書における施設の利用状況について、正確な数値を記載すべきである。 | 　平成29年度事業報告書の提出を受けて、施設の利用状況について、正確な数値が記載されていることを確認した。 | 措置 |
| 【監査の結果40】再委託業者の選定【教育委員会】 | １　指定管理者は、指定管理業務であるカフェスペースの運営業務を、指定管理者ではない者と「協働」運営すべきではない。２　指定管理者は、現在、カフェスペースの運営を行っている業者に関し、大阪府から再委託の承認を受けていないため、速やかに、大阪府と協議の上、大阪府からの承認を受けるべきである。 | 　カフェスペースの運営業務について、協議の上、指定管理者に対し、再委託の承認を行った。 | 措置 |
| 【監査の結果41】再委託の範囲の確認、暴力団等でないことの誓約書のひな形【教育委員会】 | 　大阪府は、管理運営業務契約書に基づき添付される別紙７「誓約書」のひな形の記載を訂正すべきである。 | 　管理運営業務契約書別紙７「誓約書」のひな形について、誓約者欄は指定管理者の代表者名でなく再委託事業者名を記載すべき旨、指定管理者と確認した。 | 措置 |